

今年の年末調整や来年の確定申告は要注意！

2025年税制「改正」で基礎控除等が大きく変わります

春日井民商だより

春日井市ことぶき町一八三
☎八一一一四八二一
FAX 八一一一九七五六



2025年の税制「改正」で「基礎控除」「給与所得控除」の金額が変わり2025年から適用となります。

今年の年末からの年末調整や来年の確定申告からこれらの控除等で税額計算をすることになりますので注意が必要です。

103万の壁が123万の壁に

「103万の壁」とは、年収が103万円を超えると所得税の支払いが生じることを指した言葉です。税負担を避ける目的で年収103万円を超えないように労働時間を調整する人がいることは、人手不足とも相まって問題化していました。

103万円は、基礎控除48万円と給与所得控除の最低保障額55万円の合計です。今回の改正では、基礎控除が58万円に、給与所得控除の最低保障額は65万円にそれぞれ引き上げられました。その結果、大綱では給与所得者の非課税限度額である「壁」が実質123万円に拡大されました。ただし住民税の控除については変更がないため、住民税が課税される可能性もあります。

低所得者対策として年収200万円以下の人の基礎控除は37万円増えて95万円になりました。所得税の課税最低限は、給与所得控除の最低保障額の65万円と合わせる

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))	基礎控除額		改正前
	改正後 (注1)		
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)	95 万円 (注2)		48 万円
132 万円超 336 万円以下 (200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下)	88 万円 (注2)	58 万円	
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)	68 万円 (注2)		
489 万円超 655 万円以下 (665 万 5,556 円超 850 万円以下)	63 万円 (注2)		
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)	58 万円		

特定親族特別控除の新設

今回の改正では、「特定親族特別控除」が新設されました。19歳以上23歳未満の子について、給与収入が123万円を超えた場合（扶養親族でなくなった場合）でも、150万円以下であれば、親は63万円の控除を受けられる制度です。年収が150万円を超えた場合でも、控除額は段階的に減少する仕組み（配偶者特別控除のイメージです）で、親の負担が急激に増えないようになりました。

生命保険料控除の拡充

生命保険料控除の拡充も盛り込まれましたが対象になるのは23歳未満の扶養親族がいる場合で、一般生命保険料控除の適用限度額が4万円から6万円に拡大されたといいますが、生命保険料控除の上限額は12万のまま変わらないので「生命保険会社」向けの措置と言えなくもありません。

その他のいくつかの変更点がありますが、春日井民商では各支部ごとに学習会を計画していく予定です。詳しいことはぜひ学習会で！（学習会の日程は決まり次第お知らせします）

共済バスハイクの詳細決定！ 中津川馬籠宿と夕森溪谷

10月26日(日) 8時半 勝川駅南口発
17時半帰着予定

参加費5,000円

毎年恒例の共済会バスハイクの詳細が決まりました。今年は馬籠宿をはじめ中津川へのツアーになりました。定員は40名で定員になり次第〆切になります。参加希望の方は最寄りの役員か事務所まで連絡ください。



民商まつりチャリティーコーナーへ 物品提供にご協力ください

11月16日(日)に実施予定の第17回民商まつりで今回も『東日本大震災・原発問題 福島を忘れない』をテーマにチャリティーコーナーを設けます。

不要になった品物の提供にご協力をお願いします。古着・使用済みの陶器類等は扱いません。

毎月15日までの会費集金にご協力をお願いします

会計

山崎孝亀